

廃棄物処理手数料等の改定の考え方について

1 廃棄物処理手数料等改定の目的

排出事業者の自己処理責任に基づく受益者負担の適正化の観点から、手数料原価と手数料との乖離をできるだけ解消することを目的とする。

2 廃棄物処理手数料改定の経緯

(1) 現行廃棄物処理手数料の見直し

平成29年10月に改定された現行手数料40.0円(収集運搬部門24.5円、処理処分部門15.5円)は、廃棄物処理手数料の改定ルール(平成22年3月16日特別区長会了承)により、「改定後3年目に見直しを検討する」となっていることから令和2年に見直し、令和3年10月改定の予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年10月及び令和4年10月の改定を見送り、令和5年10月の改定を予定している。

(2) 23区統一の廃棄物処理手数料改定の必要性

廃棄物の中間処理が共同処理であり、事業系一般廃棄物処理の許可業者に対し、複数区の事業系廃棄物の混載を認めていること、関係事業者等から廃棄物処理手数料改定額の統一的な取扱いの要望があることから23区統一の改定となっている。

3 廃棄物処理手数料改定額(案)

(単位 円/kg)

	現行手数料	令和2年度手数料原価	改定後手数料(増減)
事業系一般廃棄物等	40.0	46.088	46.0(+6.0)
内 収集運搬部門	24.5	28.544	28.5(+4.0)
訳 処理処分部門	15.5	17.544	17.5(+2.0)

・令和2年度手数料原価と現行手数料の間には約6.0円の乖離があるため、令和4年6月の特別区長会総会で、この乖離を解消すべく6.0円/kg(収集運搬部門4.0円、処理処分部門2.0円)を改定額とすることとした。

・事業系一般廃棄物等については、有料ごみ処理券を添付して排出するときは、10リットルにつき87円を限度とする(現行限度額76円)。

・臨時に排出する粗大ごみについては、3,200円を限度とする(現行限度額2,800円)。

4 動物死体処理手数料

動物死体処理手数料と区が委託によりかかる処理経費との乖離が生じていることから、動物死体処理手数料を2,600円から3,000円に改定する。

5 今後のスケジュール

令和4年11月 第4回定例会で「中野区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」の改正を提案

令和5年1月以降 区報、ホームページ等での手数料改定内容の周知
関係団体への説明